

四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第14号

四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

四日市市楠歴史民俗資料館条例（平成17年四日市市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（資料館資料の貸出し）</p> <p>第12条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。</p> <p>(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>（資料館資料の貸出し）</p> <p>第12条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。</p> <p>(1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(2)から(4)まで （略）</p> <p>2から4まで （略）</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局博物館）